

日本分子生物学会 休会届

										届出日			年	月	日				
休会希望期間	()年10月1日～()年9月30日 ※学会の年度単位、最長3年度																		
休会理由	<input type="checkbox"/> 海外留学(ポスドクを含む) <input type="checkbox"/> 出産・育児等 ※いずれかにチェック																		
会員番号																			
	姓 (Last name)										名 (First name & Middle name)								
名 前																			
生年月日	19		年			月				日									
休会中の連絡先 *いずれかにチェック	<input type="checkbox"/> 所属機関 <input type="checkbox"/> 自宅										*所属機関を連絡先に指定する場合、住所は部署名などまで記載してください。								
住 所	(〒 -)																		
	TEL										FAX								
E-mail *携帯メール不可																			

◆その他変更・連絡事項◆

備 考															
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

特定非営利活動法人 日本分子生物学会 事務局
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-11-5 人材開発ビル4階
Tel. 03-3556-9600

休会制度について (詳細は定款・細則をご覧ください)

◎学会の年度単位で、申請した次年度から最長3年度まで休会できます。(学会会計年度:10月～翌年9月)

★条件1: 正会員または学生会員であること

★条件2: 申請する年度までの会費が完納されていること

◎休会期間中は学会年度会費が免除となり、以下の会員資格が停止されます。

- 1) 会報・年会プログラム集、会員メールの受取
- 2) 正会員の場合は、総会での議決権
- 3) 理事選挙の選挙権と被選挙権
- 4) 会員区分での年会参加
- 5) 年会における一般演題の発表

◎休会を解消して復会する場合は、学会事務局にその旨をご連絡のうえ、復会する当該年度の会費を納入してください。年度の途中で復会する場合も、当該年度の会費を納めていただく必要があります。

◎年会事前参加登録・一般演題投稿を行う場合には、手続きを行う時点で復会手続きが完了されていることが必要です。